



新川さくら並木連合町内会会則

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、新川さくら並木連合町内会と称し、事務所を新川地区会館におく。

(組 織)

第2条 この会は、新川地区にある町内会及び自治会(以下「町内会」という。)をもって 組織する。

(目 的)

第3条 この会は、各町内会、市、関係団体・機関との連絡協調のもとに、新川地区の発展 と住民相互の福祉・親睦を図ることを目的とする。

(加入・退会)

第4条 この会への、新規加入及び退会(解散合併等)にあたっては、当該町内会長(自治会長)名をもって、所定の手続き(書面)を行うものとする。

なお、その取扱いについては、三役で審議し、理事会に諮り、協議のうえ決定する こととする。

(休会・復会)

- 第4条の2 この会への、休会及び復会は、次のとおりとする。
 - (1) 休会は、この会が行う活動を担当するにあたり、当該町内会において継続困難な 事由が生じているが、復会が期待される場合は、理事会において審議のうえ決定す ることとする。
 - (2) 休会の期間は、原則としてこの会の事業年度の開始から終了までの1年間とし、 理事会の決定をもってさらに1年間延長することができるものとする。
 - (3) 前項の期間を経過してもなお、この会への復会が困難なときは、この会を退会したものとみなす。
 - (4) 休会の決定に伴う会計処理その他、この会に関することについては、退会に準じる。
 - (6) 復会は、前条の規定を準用する。

第2章 事業

(事 業)

- 第5条 この会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。
 - (1) 各町内会、各種団体との協調、連絡調整に関すること。
 - (2) 行政機関、公共的機関等との協力、連絡調整に関すること。
 - (3) 社会福祉、保健衛生、環境整備に関すること。
 - (4) 防火、防犯、防災、交通安全に関すること。

則

슾

7972-202

会

則

- (5) 体育、文化の向上、青少年の育成、女性活動に関すること。
- (6) 広報、その他の啓蒙活動に関すること。
- (7) 防災等基金の取扱いに関すること。
- (8) その他、目的達成に必要な事項。

(部 門)

- 第6条 この会に、次の部門をおく。
 - (1) 総務部 (2) 防犯防災部 (3) 交通安全部 (4) 文教部 (5) 体育部
 - (6) 女性部 (7) 社会福祉部 (8) 広報部 (9) 環境衛生部

第3章 役員等

(役 員)

- 第7条 この会に、次の役員をおく。
 - (1) 会長 1名 (2) 副会長 3名 (3) 会計 1名 (4) 理事 13名
 - (5) 幹事 9名 (6) 監 査 3名

(役員の任期)

- 第8条 役員の任期は次のとおりとする。
 - (1) 任期は2年とし、再任を妨げない。
 - (2) 任期は定期総会から始まり、2年後の定期総会までとする。
 - (3) 補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - (4) 役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その任務を行うこととする。

(役員の選出)

- 第9条 この会の役員は次のとおり選出する。なお、欠員が生じたときは補充選出を行うことができる。
 - (1) 会長、副会長は、理事の互選により選出し、総会において承認する。
 - (2) 会計は、理事会で選出し、総会において会計理事として承認する。
 - (3) 理事は、町内会長、自治会長がその任にあたる。ただし、会長の属する町内会は、 理事1名を追加選出することができる。この場合、特別理事と位置づけし、すべて 他の理事と同格とする。また、任期は会長に準ずることとする。
 - (4) 幹事は、各部門の長を理事会で承認し、会長が委嘱する。
 - (5) 監査は、理事会で推薦し、総会で承認する。

(役員の任務)

- 第10条 役員の任務は次のとおりとする。
 - (1) 会長は、この会を代表し会務を統括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ定めた順序によりこれを代行する。この場合総務担当副会長を第1順位者とする。

- (3) 会計は、会計業務を担当し、必要に応じて会計報告を行う。
- (4) 理事は、議題を審議し会の運営にあたる。
- (5) 幹事は、各部門の執行にあたる。
- (6) 監査は、会計業務について監査し、その結果を総会にて報告する。

(顧 問)

- 第11条 この会に顧問をおくことができる。
 - (1) 顧問は、会長職経験者(1期2年以上)で、かつ、この会に貢献があったと認め られる者を理事会で推薦し、総会の承認を得て会長が委嘱する。
 - (2) 顧問は、会長の諮問に応じて、意見を述べることができる。

(代議員)

第12条 この会は総会における議案審議を行うため、代議員制を設ける。代議員数は、各 町内会2名を基本とし、200戸ごとに1名を加えた数とする。また、端数が100戸を 超えた時はさらに1名を加えた数とする。

第4章 会 議

(会 議)

- 第13条 この会の会議は、総会、三役会、理事会、幹事会、役員会とする。
 - (1) 議長は、総会にあたっては出席代議員の中から選出し、その他の会議は会長がそ の任にあたる。
 - (2) 会議の議決は、出席者の過半数の賛成により決定する。ただし、可否同数の時は、 議長が決定する。

(総 会)

- 第14条 総会は定期総会及び臨時総会とし、第12条に定める代議員をもって構成し、会長 がこれを招集する。
 - (1) 定期総会は、原則として毎年4月に開催し、予算決算、事業計画、その他重要事 項を審議する。
 - (2) 臨時総会は、必要に応じて招集する。

(役員構成等)

- 第15条 各会議の役員構成等は次のとおりとする。
 - (1) 三役会は、会長、副会長、会計をもって構成し、会の運営に必要な事項を審議する。
 - (2) 理事会は、理事をもって構成し、会の運営に必要な事項を審議する。
 - (3) 幹事会は、会長、副会長、会計、幹事をもって構成し、会の運営に必要な行事・ 事業等を立案する。
 - (4) 役員会は、理事、幹事をもって構成し、会の運営に必要な事項について審議し執 行にあたる。

第5章 会計

(経 費)

第16条 この会の経費は、次の収入をもって充てる。

(1) 各単町からの分担金 (2)各種助成金 (3)各種交付金 (4)その他収入 (会計年度)

第17条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了する。

第6章 表 彰

(表 彰)

第18条 この会は、特に功績があって、理事会が認めた場合は、これを表彰する。

- (1) この会の役員を通算5年以上務めた者には、感謝状を贈る。
- (2) この会の役員を通算10年以上務めた者には、記念品を添えて表彰状を贈る。
- (3) その他理事会が必要と認めた場合は、その都度協議して決める。

第7章 各部門

(部の役員等)

- 第19条 第5条の各部門は、次のとおりとする。
 - (1) 各部門は、各町内会より選出された部員をもって構成する。
 - (2) 部長及び部の役員は、部員の互選により選出する。
 - (3) 各部門ごとに部則を定め、理事会の承認を得て運用するものとする。

第8章 補 則

(慶 弔)

第20条 この会の「慶弔規定」は、理事会の議決を経て別に定める。

(防災等基金)

第21条 この会の「防災等基金取扱規定」は、理事会の議決を経て別に定める。

(会計処理)

第22条 この会の「会計処理規定」は、理事会の議決を経て別に定める。

(会則の変更)

第23条 この会の会則は、第13条の規定にかかわらず、総会において出席代議員の3分の 2以上の議決がなければ変更することができない。

(細部の事項)

第24条 この会の会則に定めのない細部の事項は、会長が理事会に諮りこれを決めること ができる。

則

この会の会則は、昭和47年3月より実施する。 この会の会則は、昭和47年4月22日改訂する。 この会の会則は、昭和49年4月21日改訂する。 この会の会則は、昭和50年5月18日改訂する。 この会の会則は、昭和51年4月18日改訂する。 この会の会則は、昭和52年4月24日改訂する。 この会の会則は、昭和53年5月16日改訂する。 この会の会則は、昭和55年4月27日改訂する。 この会の会則は、昭和57年4月25日改訂する。 この会の会則は、昭和60年4月21日改訂する。 この会の会則は、昭和61年4月27日改訂する。 この会の会則は、昭和63年4月24日改訂する。 この会の会則は、平年5年5月12日改訂する。 この会の会則は、平成6年11月13日改訂する。 この会の会則は、平成14年4月21日改訂する。 この会の会則は、平成19年5月20日改訂する。 この会の会則は、平成23年5月15日改訂する。 この会の会則は、平成24年4月22日改訂する。 この会の会則は、平成25年5月19日改訂する。 この会の会則は、平成26年4月20日改訂する。 この会の会則は、平成31年4月1日改訂する。 この会の会則は、令和2年7月10日改訂する。 この会の会則は、令和3年5月21日改訂する。

慶弔規定

- (1) この会の役員が死亡した場合、香典10,000円と生花を供える。
- (2) この会の役員が15日以上入院した場合、10,000円の見舞金を贈る。
- (3) その他、三役会が必要と認めた場合、その都度協議して決める。

防災等基金取扱規定

(1) これが使途については、理事会で協議のうえ、決めることができる。

会計処理規定

(1) この会の会計処理については、特に定めのあるものを除き、すべて会計処理要領 に基づくものとする。

新川さくら並木連合町内会 理事兼広報部長 坂田 康弘

新川さくら並木連合町内会は、昭和47年(1972年)に新川連合町内会と して発足してから令和4年(2022年)に50周年を迎えました。コロナ禍の 影響のため節目の記念事業は令和5年(2023年)に実施することになりま した。

記念誌は30周年記念事業の際に発行されましたが、それ以降、20年を経 て連合町内会の名称、加入町内会数の減少、実施事業の変化などがあったた め、記念誌として残すことになりました。

記念誌の編集にあたっては、編集委員会を組織せずに各町内会から寄せら れた記念誌、「新川郷土史|「新川百年|などを参考にするとともに、連合町 内会で保存していた写真などを使用させて頂きました。また、空中写真や地 図画像は国土地理院のウェブサイト(地図・空中写真閲覧サービス)からダ ウンロードして掲載しております。

記載した文中には、解釈の誤りや誤字などがあると思いますが、ご容赦を お願い致します。

【参考資料・ホームページ】

新川第二町内会 創立50周年記念誌「ふれあい」

新川第三町内会 創立50周年町内会の歩み

新川第四町内会 創立30周年記念誌 「あゆみ」

新川第六町内会 創立30周年記念誌「しるべ 道標」

新川中央第七町内会 創立50周年記念誌「あゆみ50」

新川東町内会 創立40周年記念誌「40年のあゆみ」

新川公園町内会 沿革史(2023年)

「新川郷土史」昭和55年(1980年)4月発行 新川郷土史編纂委員会

「新川百年(新川開基百年史)」平成2年(1990年)5月発行 新川開基百年記念協賛会 国土地理院ウェブサイト(地図・空中写真閲覧サービス)

新川さくら並木連合町内会 創立50周年記念誌

発 行 2024 (令和6年)年1月1日

発 行 人 新川さくら並木連合町内会 会 長 佐久間 五十也

制 作 新川さくら並木連合町内会 執筆・編集 坂田 康弘

印 刷 株式会社 東和プリント